

与謝野町国民保護計画

平成 2 5 年 5 月

与 謝 野 町

目 次

第1編 総 論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 町地域防災計画との関係	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 町の地理的、社会的特徴	7
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	10
1 武力攻撃事態等	10
2 緊急処理事態	10
第2編 平素からの備えや予防	12
第1章 組織・体制の整備等	12
第1 町における組織・体制の整備	12
1 町の各課等における平素の業務	12
2 町職員の参集基準等	13
3 消防機関の体制	15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2 関係機関との連携体制の整備	17
1 基本的考え方	17
2 府との連携	17
3 近接市町との連携	18
4 指定公共機関等との連携	18
5 ボランティア団体等に対する支援	19
第3 通信の確保	20
第4 情報収集・提供等の体制整備	21
1 基本的考え方	21
2 警報等の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5 研修及び訓練	26
1 研修	26
2 訓練	26

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1 避難に関する基本的事項	28
2 避難実施要領のパターンの作成	29
3 救援に関する基本的事項	29
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5 避難施設の指定への協力	30
6 生活関連等施設の把握等	30
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	32
1 町における備蓄	32
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章 国民保護に関する啓発	34
1 国民保護措置に関する啓発	34
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編 武力攻撃事態等への対処	36
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	36
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	38
第2章 町対策本部の設置等	39
1 町対策本部の設置	39
2 通信の確保	42
第3章 関係機関相互の連携	44
1 国・府の対策本部との連携	44
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	44
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	45
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	46
6 町の行う応援等	46
7 ボランティア団体等に対する支援等	47
8 住民への協力要請	47
第4章 警報及び避難の指示等	48
第1 警報の伝達等	48
1 警報の内容の伝達等	48
2 警報の内容の伝達方法	49
3 緊急通報の伝達及び通知	50
第2 避難住民の誘導等	51
1 避難の指示の通知・伝達	51
2 避難実施要領の策定	52
3 避難住民の誘導	54

第5章	救援	60
1	救援の実施	60
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	61
第6章	安否情報の収集・提供	62
1	安否情報の収集	62
2	府に対する報告	63
3	安否情報の照会に対する回答	63
4	日本赤十字社に対する協力	64
5	安否情報伝達手段の活用	64
第7章	武力攻撃災害への対処	65
第1	武力攻撃災害への対処	65
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2	武力攻撃災害の兆候の通報	65
第2	応急措置等	66
1	退避の指示	66
2	警戒区域の設定	67
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	68
第3	生活関連等施設における災害への対処等	71
1	生活関連等施設の安全確保	71
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	71
第4	NBC攻撃による災害への対処	73
第8章	被災情報の収集及び報告	76
第9章	保健衛生の確保その他の措置	77
1	保健衛生の確保	77
2	廃棄物の処理	78
第10章	文化財保護に関する措置	79
第11章	国民生活の安定に関する措置	80
1	生活関連物資等の価格安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	81
第12章	特殊標章等の交付及び管理	82
第4編	復旧等	84
第1章	応急の復旧	84
1	基本的考え方	84
2	公共的施設の応急の復旧	84
第2章	本格復旧	85
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	86

1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	86
2	損失補償及び損害補償	86
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	86
4	他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁	87
5	消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁	87
第5編	緊急対処事態への対処	88
1	緊急対処事態	88
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	88

【資料編】

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

与謝野町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。平成22年11月改正。以下「基本指針」という。)及び京都府の国民の保護に関する計画(以下「府国民保護計画」という。)を踏まえ、与謝野町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 町地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「町地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

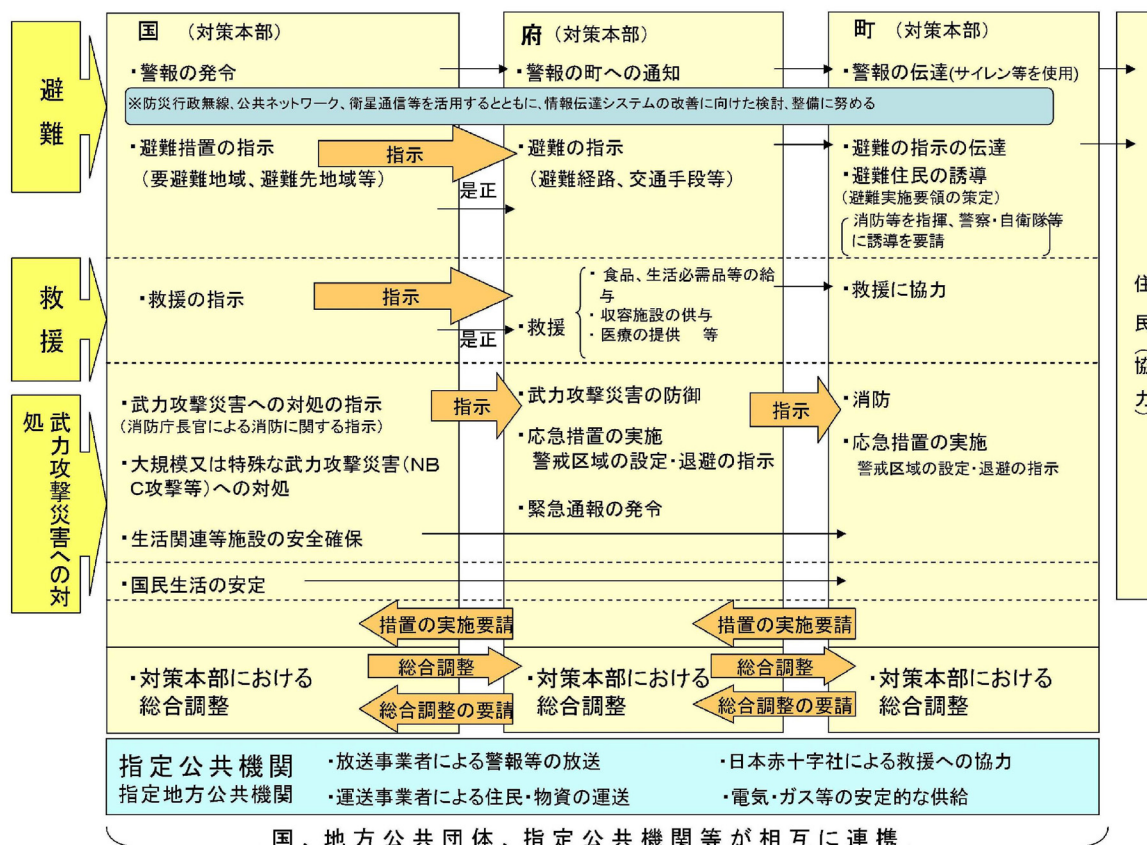
町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



町 の 事 務

機関の名称	事務又は業務の大綱
与謝野町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関

資料編「資料 1.3.1 関係機関」参照

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について整理する。

(1) 地形

与謝野町は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の山地の緑の尾根を背景とし、加悦地域・岩滝地域・野田川地域で構成され、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市などに接している。

大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと続いている。総面積 107km²の土地に約 24,000 人が暮らしており、東西約 14km、南北約 18km の盆地状の谷間に町並みや集落がまとまっている。

地形は全体として丹後山地に属し、中央部は野田川に沿った盆地状の低地で、周辺部に山地が連なっている。標高は南端部の大江山で標高 833m と最も高く、この他南部には赤石ヶ岳(736m)、江笠山(728m)などの 600m～700m 前後の山地が連なり、全体として北部に向かって順次高度が低下する。これらの山地に囲まれて標高 0 m～30 m 前後の谷底平野や海岸平野が南北に細長く分布する。本町の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。中央部には野田川が流れ、南部に端を発して北流し阿蘇海に注ぎ、わずかに野田川などの河川沿いの平野や、阿蘇海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、阿蘇海に面した土地は、海岸平野や浜などの海岸地形が一部にみられる。京都府地形分類図によれば、本町は、山地、丘陵地、低地により構成される。山地では全体として小起伏山地が卓越し、南部および北端部にやや起伏の大きな中起伏山地が分布する。山地の一部にはやや起伏の大きな丘陵地が点在する。山麓部には扇状地性低地が、海岸沿いおよび河川沿いには三角州性低地が分布する。

資料編「資料 1.4.1 与謝野町の地形」参照

(2) 気候

本町の気候は、冬に降水量の多い典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては「うらにし」と呼ばれる時雨や、雪の日が多く、積雪は山間部では 1 m に及ぶところもあるが、春は新緑、夏はハーブやひまわり畑、秋は稲穂と紅葉など、四季の彩りに包まれる地域である。

アメダス(観測地：宮津)によれば、1978 年～2011 年の間の年間平均値は、気温は

14.2℃で、降水量は 1,754 mmである。

極値では、過去 34 年間の最高気温は、1995 年の 37.5℃で、最低気温は 1984 年の -7.7℃である。日降水量では 2011 年に 178.5 mm、最大 1 時間降水量は 1988 年に 52 mmを観測している。

資料編「資料 1.4.2 アメダスによる気象状況(1978 年～2011 年)」参照

資料編「資料 1.4.3 2011 年の月別の気象」参照

資料編「資料 1.4.4 気象の極値」参照

(3) 人口分布

本町の人口は平成 22 年国勢調査(平成 22 年 10 月 1 日現在)において 23,454 人で、年齢区分別にみると高齢化が進行しており、高齢化率は全国値 23.1%、京都府 23.4%と比較しても高く、29.9%となっている。一方、年少人口の割合については 14.1%と、全国値 13.2%や京都府の 12.9%より多くなっている。

また、最近 30 年間で漸減傾向を示し、昭和 55 年から平成 22 年の 30 年間で約 16%の減少となっている。世帯数は 8,347 世帯で、世帯当たり人員は 2.81 人/世帯となっており、人口密度は 219.1 人/km²となっている。

資料編「資料 1.4.5 総人口の推移」参照

資料編「資料 1.4.6 年齢別人口の推移」参照

資料編「資料 1.4.7 地区別年齢別人口」参照

(4) 道路の位置等

本町域は、京阪神大都市圏から直線距離で 80～100km の位置にあり、京都縦貫自動車道の京都丹波道路及び綾部宮津道路や近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）の整備によって、京阪神圏との移動時間は約 2 時間あまりとなっている。

道路網は、福知山方面と本町域を南北に結ぶ国道 176 号、野田川地域から京丹後市へ至る国道 312 号を基軸としている。

また、本町域と京阪神大都市圏との移動に関連する道路として、京都縦貫自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道の整備が進められ、このうち、鳥取豊岡宮津自動車道については、「与謝天橋立インターチェンジ」が整備され京都縦貫自動車道と接続されたことから、京阪神大都市圏までの時間距離がさらに短縮されている。

資料編「資料 1.4.8 交通網」参照

(5) 鉄道の位置等

本町を走る北近畿タンゴ鉄道は第 3 セクターで運営されており、平成 8 年に福知山～天橋立間の電化・高速化事業が完成し、京阪神圏との時間距離が 2 時間程度に短縮された。

現在、本町には野田川駅がある

(6) 自衛隊施設等

本町近辺の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地が福知山市天田堀に、海上自衛隊の舞鶴地方総監部が舞鶴市余部下1190番地に所在している。

(7) その他

本町には、椿公園、阿蘇海などの景勝地やリフレかやの里、天の橋立岩滝温泉などの温泉・健康増進施設などのほか、自然体験型レクリエーション施設、宿泊施設、物産販売施設などがある。

資料編「資料 1.4.10 主要な観光資源一覧」参照

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態：武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、府国民保護計画において想定される事態を対象とする。なお、武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本方針に示されている。

- ① 着上陸侵攻：船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃：不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中核部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃：弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
- ④ 航空攻撃：着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム（放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させる兵器）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
※上記の事態例の特徴は、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

町の各部課における平素の業務

課 名	平 素 の 業 務
総務課	1 国民保護措置の総括、各部課間の調整、企画立案等 2 国民保護協議会の運営 3 避難施設の指定への協力に関すること 4 警報及び緊急通報の通知、伝達のための整備 5 国民保護活動体制、通信体制の整備 6 安否情報の収集体制の整備 7 消防力等の整備 8 危険物施設等の災害予防 9 防災関係職員等に対する国民保護に関する研修 10 国民保護措置についての訓練の実施 11 国民保護に関する知識の普及
福祉課 保健課	1 高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全確保体制の整備 2 初期医療救護体制の整備 3 後方医療体制の整備 4 医薬品等の確保体制の整備 5 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制の整備 6 防疫予防体制の整備
住民環境課	1 火葬場等の確保体制の整備 2 廃棄物処理体制の整備 3 生活必需品の調達・供給体制の整備

課 名	平 素 の 業 務
建設課 商工観光課	1 所管公共土木施設の強化と整備 2 火災拡大要因の除去 3 緊急輸送網の整備 4 ボランティア活動支援体制の整備 5 食料の調達・供給体制の整備
水道課	1 水道供給設備における警備強化 2 上水道の確保体制の整備
教育総務課	1 学校における国民保護に関する教育 2 避難計画

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常時、宮津与謝消防組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

職員参集基準

体 制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課総務課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

町対策本部長、町対策副本部長の代替職員

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
町対策本部長(町長)	副町長	教育長	総務課長
町対策副本部長(副町長)	教育長	総務課長	企画財政課長

(6) 職員の服務基準

町は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 宮津与謝消防組合における体制

宮津与謝消防組合の初動体制及び消防職員の参集基準については、「消防組合警防活動規程」によるものとする。その際、町は、宮津与謝消防組合における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における宮津与謝消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、宮津与謝消防組合の参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、丹後広域振興局を核とした、府との必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の府への協議

町は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、丹後広域振興局管内に設置している国民保護計画策定に係る市町連絡会議等を活用して、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編「資料2.1.2 関係機関との協定一覧」参照

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備し、以下の対策を推進する。

- ① 町内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- ② 府の震度情報ネットワークシステム、早期情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- ③ 地域情報化の推進
- ④ 関係機関等との連携強化
- ⑤ 情報ボランティア（無線システム構築事業者等との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- ⑥ 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- ⑦ スペシャリスト職員の育成
- ⑧ 住民向け非常時協力ルールの周知徹底

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線等の整備

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行えるよう、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」により受信した警報等の緊急情報をデジタル防災行政無線及びFM告知端末機に瞬時に伝達し、速やかに情報の伝達を行うシステムの活用を図ることとする。

(3) 府警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察、海上保安署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、府から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

収集・報告すべき情報

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要事項
- ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町におけるの整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・

収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分
与謝野町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 与謝野町〇〇 〇番〇号(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員の育成及び職員の危機管理能力の向上のため、消防大学校、府立消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

資料編「資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料」参照

資料編「資料2.2.2 避難施設」参照

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として避難支援プランが作成されれば、そのプランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

町は、府から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制の確保に努める。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、府が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- ・ 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- ・ 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、府が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど府に協力する。

町は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	建設交通部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	建設交通部
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	建設交通部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	建設交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	危機管理監 健康福祉部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	文部科学省	危機管理監、総務部、健康福祉部、農林水産部
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部、農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	危機管理監、総務部、健康福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察及び海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

資料編「資料2.3.1 救援に必要な物資や資材」参照

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

(3) 府との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

※「住民」の語句は広義な意味で、与謝野町に観光その他で滞在している人も指す。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。(なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。)

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

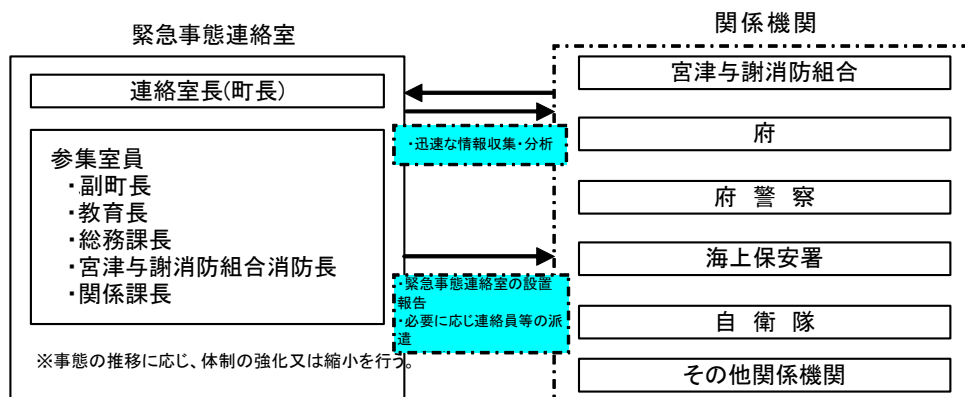
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

町緊急事態連絡室の構成等



※ 住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう、府警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

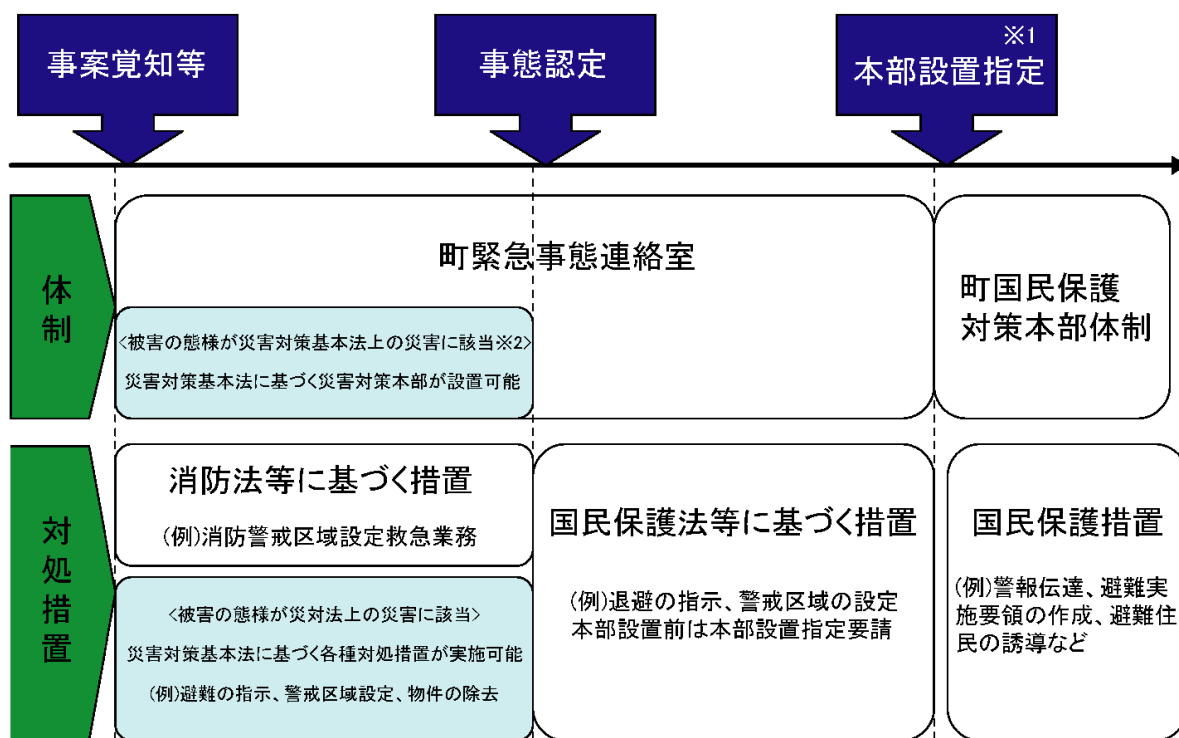
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は直ちに町対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には知事を経

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 町現地対策本部の設置

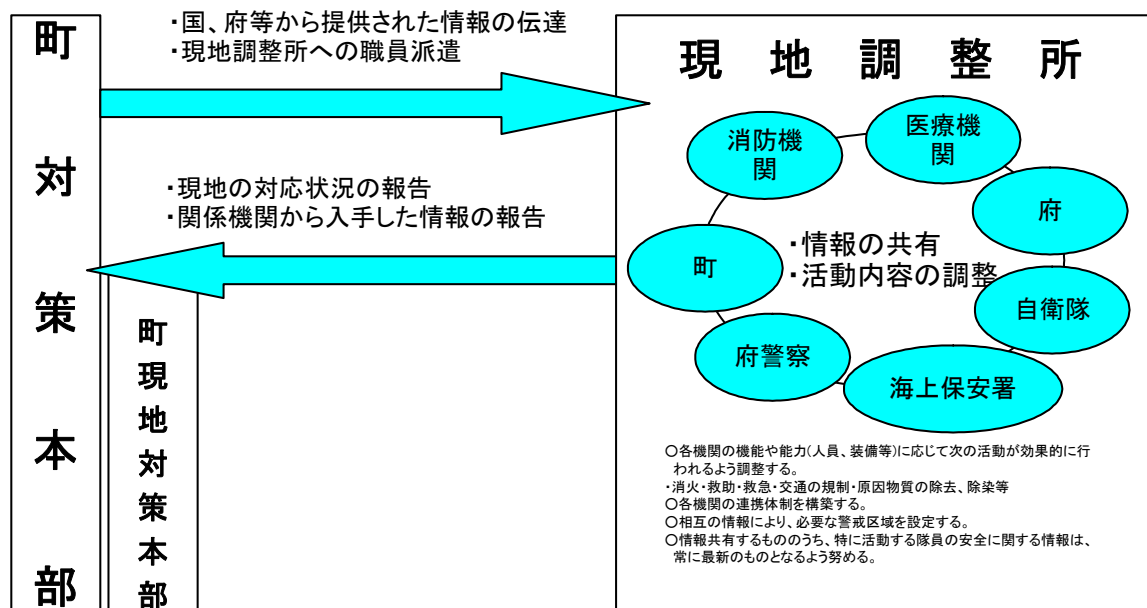
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所の組織編成



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、府対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、与謝野町防災行政無線、CATV、京都府防災行政無線、消防無線、NTT災害時優先扱いの電話により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信が混みあうことにより生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信が混みあうことにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

町は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

町は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、町対策本部長又は町対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は当町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監、海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 府への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに町は公示を行い、府に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
- 町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

資料編「資料3.3.1 自主防災組織」参照

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

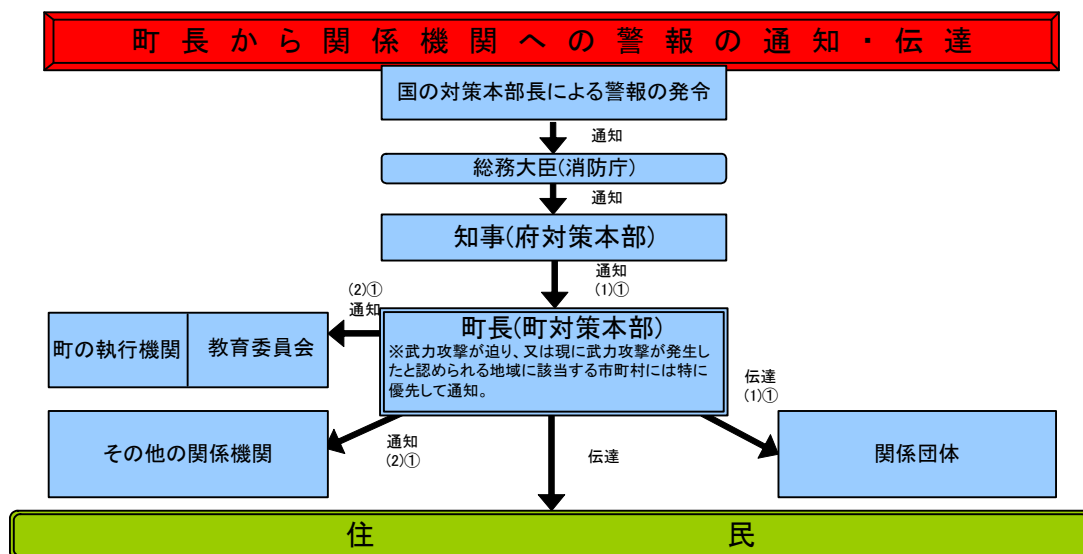
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、当該町の他の執行機関（教育委員会など）その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ(<http://www.town.yosano.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達方法を活用して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 町長は、宮津与謝消防組合及び消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、宮津与謝消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランが作成されれば、それを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合。と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

町長は、必要に応じて府に対し緊急通報の発令の要請を行う。

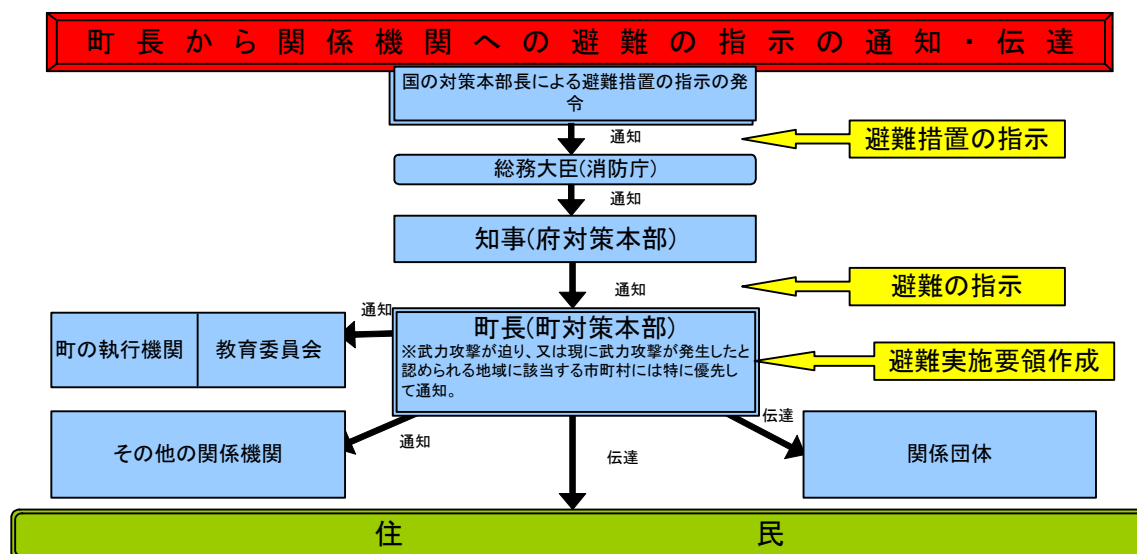
第2 避難住民の誘導等

町は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力、避難施設、受入体制等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。また、必要に応じ、地理的条件、交通事情等を勘案の上、知事に要避難地域の拡大を要請する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れ



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する予定である。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領の項目】※府計画における「市町村の計画作成の基準」としての項目

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載(自治会、事務所等)
- ② 避難先
 - ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・ 避難誘導の交通手段の明示
 - ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 町職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・ 関係町職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 要配慮者への対応
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・ 民生委員、自主防災組織および自治会等による避難誘導の実施協力の記載

- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
 - (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
 - (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
 - (府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

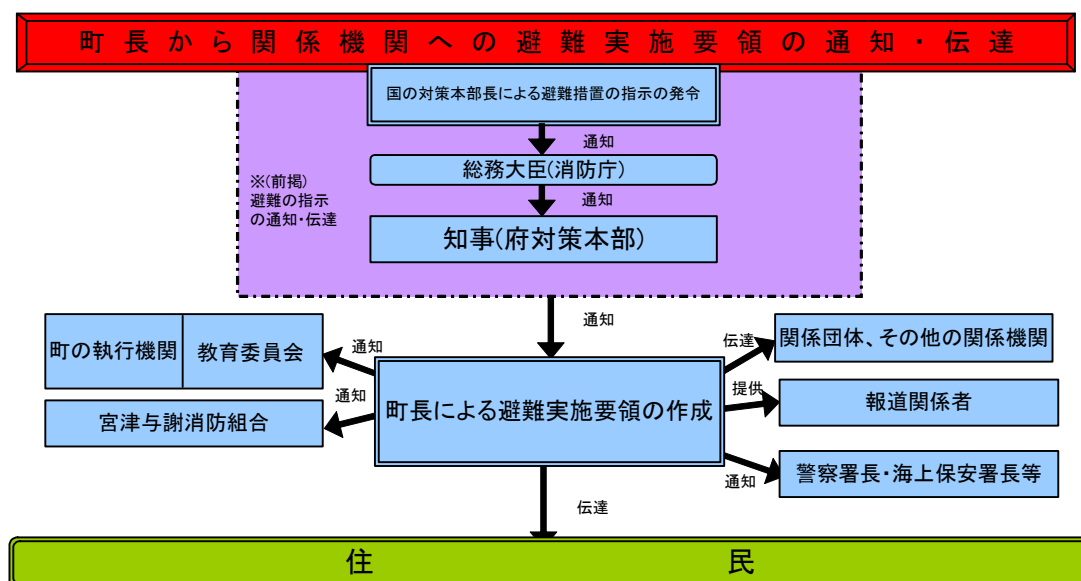
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する宮津与謝消防組合の消防長、警察署長、海上保安署長等及び自衛隊京都協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに町長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する

避難実施要領の流れ



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員並びに消防団長を指揮し、また宮津与謝消防組合管理者に対し当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。また、積雪時の誘導にも同様に必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

宮津与謝消防組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、宮津与謝消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また「避難支援プラン」を策定した場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、府警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 府に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

- ① 避難誘導を行う者は、国民保護法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。
- ② 警察官又は海上保安官は、①の場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、国民保護法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生

じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができ
る。

(13) 病院等の施設在り者の避難

病院等の施設の管理者や町のみでは、十分な運送手段が確保することができない場合、
町長は府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請す
る。

(14) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者であ
る指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送
の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部
長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難
住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

避難の指示の解除の伝達は避難の指示と同様である。

弾道ミサイル攻撃の場合

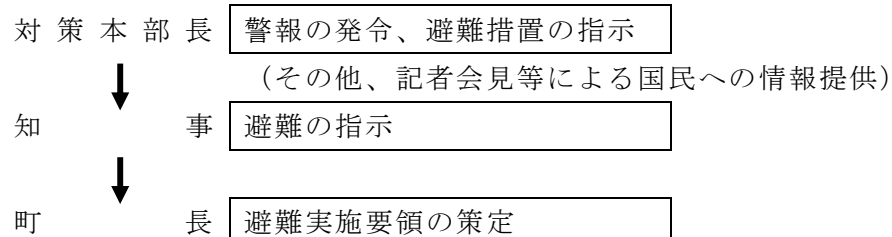
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令され
たときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコン
クリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる)。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置
の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応で
きるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指
示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての町に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

・ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- ・ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、府モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長（指定都市の長を除く。）は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

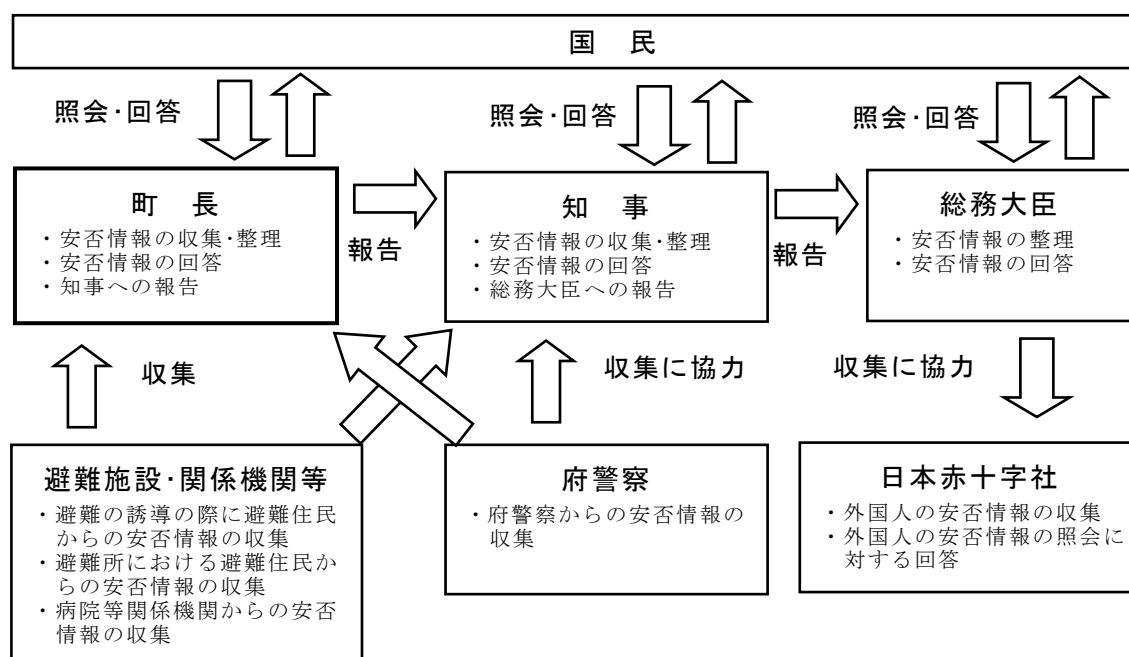
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



※ 安否情報収集項目については、第2編第1章第4「安否情報の収集、報告すべき情報」参照

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

資料編「資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)」参照

資料編「資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式(死亡住民)」参照

2 府に対する報告

町は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編「資料3.6.3 様式第3号安否情報収集報告書」参照

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編「資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書」参照

(2) 安否情報の回答

① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な

目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

資料編「資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書」参照

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

町は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、携帯電話・PHS各社の災害用伝言板サービスなど、災害時の安否情報の伝達システム等の利用を広く住民に呼びかける。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や府等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、宮津与謝消防組合、消防団、府警察及び海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 町の職員、宮津与謝消防組合の消防職員又は町の消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、必要に応じて府警察、海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 町長又は、宮津与謝消防組合の消防長は、退避の指示を行う町の職員、消防職員又は消防団員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長又は、宮津与謝消防組合の管理者は警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する町の職員、消防職員又は消防団員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防

止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、宮津与謝消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、宮津与謝消防組合の消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、当該町又は組合の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する

計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、京都府救急医療情報システムの活用も図る。

(8) 安全の確保

- ① 町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、宮津与謝消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 町長又は宮津与謝消防組合の消防長は、特に現場で活動する消防職員又は消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府と連携して収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、府警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

宮津与謝消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について宮津与謝消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

【対象】

宮津与謝消防組合消防本部の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は同消防本部の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

宮津与謝消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、宮津与謝消防組合の管理者は、(1)の【措置】①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処

町は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、宮津与謝消防組合、府警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長又は宮津与謝消防組合の管理者の権限

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状

況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

・ 被災情報の収集及び報告

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。また、必要に応じて府に対し、ヘリからの伝送映像の情報提供を要請する。
- (3) 町は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 文化財保護に関する措置

町内に所在する重要文化財等（重要文化財、史跡名勝天然記念物等）京都府指定・登録文化財等（有形文化財、史跡名勝天然記念物等又は文化財環境保全地区等）及び町指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物等）（以下「文化財」という。）は貴重な国民の財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。このような文化財が武力攻撃災害により被害を受けた場合には、町は国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と協力し、その後の適切な応急措置が行えるよう以下のとおり定める。

(1) 被害状況の収集

武力攻撃事態により文化財が被害を受けた場合は、町教育委員会は、安全の確保に十分に配慮し、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府教育委員会等の協力により、被害状況等の情報を収集する。

(2) 報告

町教育委員会は、重要文化財等又は京都府指定・登録文化財等が被害を受けた場合は、被害状況を取りまとめ、府教育委員会又は府教育委員会を通じ文化庁長官に報告する。

(3) 修復

町教育委員会は、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、修復作業に速やかに取り掛かれるよう努めるとともに、被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるよう努めるものとする。また、美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる等の措置を講じるよう努めるものとする。

- ・修復が可能な場合は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急的な修復を行う。
- ・修復が困難な場合は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋等を設け、本格的な修復の開始を待つ。

資料編「資料 3.10.1 町内に存在する文化財」参照

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 健康対策

町は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(4) 風評被害の防止・軽減

町は、関係機関及び関係団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、府内外へ広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

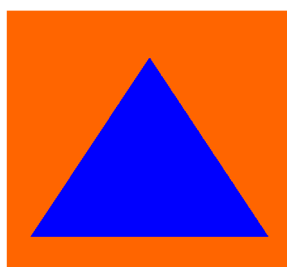
第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。



〈 オレンジ色地に青色の正三角形〉

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

表面

	(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白)	
身分証明書 文民保護の要員用		
氏名.		
生年月日(又は年齢).		
識別のための番号がある場合にはその番号.		
この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。		
.		
発給年月日. 証明書番号.		
有効期限の満了日. 発給当局の署名		

裏面

身長.	眼の色.	頭髪の色.
その他の特徴又は情報 武器.		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは拇印 又はその双方	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び宮津与謝消防組合消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

①町 長

- ・ 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 宮津与謝消防組合の消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 本格復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁

町は、国民保護措置を実施するため、町による応援の求めに基づき他の市町村長等又は他の都道府県知事等から応援を受けた場合は、その応援に要した費用を支弁する。

5 消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁

町は、国民保護措置を実施するため、消防庁長官等からの指示を受けた他の市町村から、消防の応援又は支援を受けた場合、その応援又は支援に要した費用を支弁する。

第 5 編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第 1 編第 5 章 2 に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

与謝野町国民保護計画

■ 資 料 編 ■

平 成 2 5 年 5 月

与 謝 野 町

■ 資 料 編 ■

- 資料1.3.1 関係機関
- 資料1.4.1 与謝野町の地形
- 資料1.4.2 アメダスによる気象状況
- 資料1.4.3 2011年の月別の気象
- 資料1.4.4 気象の極値
- 資料1.4.5 総人口の推移
- 資料1.4.6 年齢別人口の推移
- 資料1.4.7 地区別年齢別人口
- 資料1.4.8 交通網
- 資料1.4.9 主要な観光資源一覧
- 資料2.1.1 関係機関との協定一覧
- 資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎資料
- 資料2.2.2 避難施設
- 資料2.3.1 救援に必要な物資や資材
- 資料3.2.1 町の各課における武力攻撃事態における業務
- 資料3.3.1 自主防災組織
- 資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式
- 資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式
- 資料3.6.3 様式第3号安否情報収集報告書
- 資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書
- 資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書
- 資料3.10.1 町内に存在する文化財等

資料1.3.1 関係機関

【指定行政機関等】

名 称	担当部署
内閣府	大臣官房総務課
国家公安委員会	警備局警備企画課
警察庁	警備局警備企画課
防衛省	運用局運用課
防衛施設庁	総務部総務課企画室
金融庁	総務企画局政策課
総務省	大臣官房総務課
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室
公安調査庁	総務部総務課
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室
財務省	大臣官房総合政策課企画官室
国税庁	長官官房総務課
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室
文化庁	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室
厚生労働省	社会・援護局総務課
農林水産省	総合食料局食料企画課
林野庁	総合食料局食料企画課
水産庁	総合食料局食料企画課
経済産業省	企画調整課
資源エネルギー庁	総合政策課
中小企業庁	長官官房官房参事官室
原子力・安全保安院	企画調整課
国土交通省	危機管理室
国土地理院	総務部総務課
気象庁	総務部総務課
海上保安庁	総務部国際・危機管理官
環境省	大臣官房総務課

【指定地方行政機関等】

名 称	担当部署
近畿管区警察局	広域調整部広域調整第二課
近畿財務局	総務部総務課
近畿財務局 京都財務事務所	総務課
京都財務事務所 舞鶴出張所	管財課
近畿厚生局	総務課
近畿農政局	企画調整室
近畿経済産業局	総務企画部総務課
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	管理課
近畿運輸局	交通環境部情報・防災課
近畿運輸局 京都運輸支局	総務企画課
近畿地方整備局	企画部防災課
大阪航空局	総務部航空保安対策課
京都地方気象台	防災業務課
近畿総合通信局	総務課
京都国道事務所	管理第二課
京都労働局	総務課
京都西陣公共職業安定所 園部出張所	
大阪防衛施設局	総務部総務課
大阪税関	総務部総務課総務第一係
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部
航空自衛隊 中部航空方面隊	防衛部
京都地方連絡部	
陸上自衛隊 福知山駐屯地	第七普通科連隊三科
近畿地方環境事務所	
近畿中部防衛局	

【関係指定公共機関】

名 称	担当部署
独立行政法人 海上技術安全研究所	企画部企画課
独立行政法人 海上災害防止センター	総務部総務課
独立行政法人 建築研究所	企画部企画調査課
独立行政法人 原子力安全基盤機構	J N E S 担当部署担当： 防災支援部 計画グループ長
独立行政法人 港湾空港技術研究所	企画管理部企画課
独立行政法人 国立病院機構	本部総務部総務課
独立行政法人 産業技術総合研究所	企画本部
独立行政法人 情報処理推進機構	セキュリティーセンター
独立行政法人 情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室
独立行政法人 森林総合研究所	総務部総務課
独立行政法人 水産総合研究センター	総務部総務課
独立行政法人 土木研究所	企画部研究企画課
独立行政法人 農業工学研究所	企画調整部防災研究調整官
独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構	総合企画調整部企画調整室
独立行政法人 放射線医学総合研究所	研究振興局基礎基盤研究課
独立行政法人 水資源機構	総務部総務課
独立行政法人水資源機構 関西支社	施設管理課
日本銀行	決済機構局業務継続計画担当
日本銀行 京都支店	
日本赤十字社	救護・福祉部救護課
日本赤十字社 京都府支部	事業推進課
〃	救急救護担当
日本放送協会	報道局気象・災害センター
日本放送協会 京都放送局	
郵政事業株式会社	
日本郵政公社近畿支社京都中央郵便局	総務課
独立行政法人日本原子力研究開発機構	研究開発局原子力研究開発課
日本電信電話株式会社	第二部門災害対策室
西日本電信電話株式会社	基盤サービス部災害対策室
西日本電信電話株式会社 京都支店	設備部サービス運営担当
西日本高速道路株式会社	管理事業部管理事業統括チーム
西日本高速道路株式会社 関西支社	管理事業部管理事業統括チーム
関西電力株式会社	総務室庶務グループ

名 称	担当部署
関西電力株式会社 京都支店	総務・広報グループ
西日本ジェイアールバス株式会社	総務部
佐川急便株式会社	労務運行管理部長
西濃運輸株式会社	営業企画管理室
日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任部長
日本通運株式会社 京都支店	業務（担当）次長
福山通運株式会社	社長室ＣＳＲ推進室長
ヤマト運輸株式会社	
西日本旅客鉄道株式会社	経営企画本部経営企画グループ
西日本旅客鉄道会社 京都支店	施設課
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部統合ネットワーク部 （危機管理）
KDD I 株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ
ソフトバンクテレコム株式会社	総務部
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	災害対策室
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 京都支店	企画総務担当
ソフトバンクモバイル株式会社	
朝日放送株式会社	総務局（局長）
朝日放送株式会社 京都支局	
株式会社毎日放送	総務局（次長兼総務部長）
株式会社毎日放送 京都支局	
関西テレビ放送株式会社	総務局（総務局長）（総務部長） 報道局（報道局長）
関西テレビ放送株式会社 京都支局	
讀賣テレビ放送株式会社	報道局（局長）
讀賣テレビ放送株式会社 京都支局	
大阪放送株式会社	制作報道局（局長）

【指定地方公共機関】

名 称	担当部署
社団法人 京都府医師会	地域医療課
社団法人 京都府エルピーガス協会	
京阪京都交通株式会社	
株式会社エフエム京都	総務部
社団法人京都府トラック協会	企画課
株式会社京都放送	
京都府道路公社	

資料1.4.1 与謝野町の地形



資料1.4.2 アメダスによる気象状況(1978年～2011年)

単位	年 降水量 mm	最大 日 降水量 mm	起日 月/日	最大 1時間 降水量 mm	起日・起時 月/日	平均 気温 ℃	最高 気温 ℃	起日・起時 月/日	最低 気温 ℃	起日・起時 月/日	平均 風速 m/s	最大 風速 m/s	風向	起日・起時 月/日	年間 日照 時間 時間
1978年	894	47	9月16日	29	9月16日	7.5	18.6	12月14日	-2.4	12月31日	1.7	8	北北東	12月28日	175
1979年	1587	108	10月18日	47	7月2日	14.7	36.2	8月1日	-1.9	3月19日	1.8	10	北北東	9月30日	1841.9
1980年	1707	65	11月21日	27	7月7日	13.7	33.3	7月21日	-4.8	2月8日	1.8	11	南	9月11日	1795.9
1981年	1651	91	8月22日	32	8月22日	13.4	35.1	8月1日	-6.7	2月26日	1.8	12	南	9月4日	1943.1
1982年	1593	130	8月1日	23	6月19日	14	33.4	8月23日	-5.1	1月21日	1.7	10	南	8月27日	2068.5
1983年	1739	144	9月28日	17	9月28日	13.9	35.2	8月6日	-4.2	12月28日	1.9	10	南西	4月26日	2000.2
1984年	1463	73	5月1日	45	7月16日	13.1	35	8月7日	-7.7	2月12日	2	9	南	8月22日	1974
1985年	1676	64	9月11日	29	8月7日	13.9	36.6	9月6日	-5.8	1月31日	2	11	南南西	3月8日	1826.7
1986年	1264	78	7月22日	23	7月22日	13.1	35.5	7月29日	-5.6	1月13日	1.9	9	南西	12月31日	1792.6
1987年	1394	129	10月17日	33	10月17日	14.2	34.9	8月30日	-3.6	2月28日	2	12	南	4月21日	1848.9
1988年	2078	163	8月25日	52	8月25日	13.6	35.1	7月9日	-2.9	2月3日	1.9	9	南西	2月5日	1211.4
1989年	1474	57	3月4日	18	3月4日	14.6	34.8	8月21日	-2.4	1月16日	1.9	10	北東	8月27日	1257.4
1990年	1908	146	9月19日	34	9月13日	15.4	36.3	8月16日	-3.5	1月24日	2	17	北北東	9月19日	1343.5
1991年	1838	67	7月12日	29	7月12日	14.7	36.7	7月23日	-4.6	2月23日	1.9	14	南南西	9月27日	1106.7
1992年	1936	90	6月23日	38	7月13日	14.6	36.2	7月30日	-2.5	2月12日	1.9	11	南南東	6月7日	1175.3
1993年	2024	100	6月29日	26	8月5日	13.9	33.8	8月25日	-3.4	2月15日	1.9	11	南	9月4日	1055.3
1994年	1499	81	9月29日	36	7月8日	15.1	36.7	8月14日	-3.5	1月16日	2.1	12	北北東	9月29日	1515.4
1995年	1890	132	5月12日	30	9月24日	13.9	37.5	8月20日	-3.7	12月28日	2.1	10	北北東	9月17日	1204.4
1996年	1862	84	8月28日	47	7月19日	14	36.3	7月30日	-4.5	2月8日	2	9	南南西	5月21日	1320.6
1997年	1939	107	7月12日	21	8月13日	14.5	35.5	8月11日	-4.6	1月22日	1.9	11	東北東	7月26日	1462.7
1998年	1833	98	9月22日	31	9月25日	15.5	34.8	7月3日	-3.1	1月24日	1.8	8	西北西	11月17日	1230.5
1999年	2093	121	9月15日	49	9月22日	14.9	34.4	8月31日	-4.1	2月3日	1.8	10	南東	9月24日	1407
2000年	1693	87	11月1日	24	9月10日	14.8	36.4	8月25日	-3.3	2月29日	1.8	8	西南西	12月25日	1469.7
2001年	1975	82	6月19日	29	7月17日	14.5	34.9	7月22日	-3.8	1月15日	1.8	7	西南西	3月5日	1502.5
2002年	1734	61	9月7日	24	7月16日	14.8	36.7	8月6日	-2.8	1月2日	1.8	9	北西	3月23日	1519.8
2003年	1743	66	9月21日	26	10月13日	14.4	35.1	9月13日	-5.7	1月29日	2.1	11	南東	5月30日	1276.5
2004年	1805	90	9月29日	35	5月10日	15.5	37	7月24日	-4	1月22日	2.2	16	東南東	8月30日	1706
2005年	1865	56	6月29日	26	7月15日	14.5	35.5	8月2日	-4.4	3月14日	2.2	12	南東	9月7日	1499.7
2006年	1992	141	7月18日	29	9月10日	14.5	35.9	8月20日	-4.1	3月14日	2	11	西	4月2日	1437.8
2007年	1724	69	6月24日	27	10月26日	15	37.2	8月14日	-2.4	2月5日	2	14	西北西	5月10日	1713.5
2008年	1833	128	7月28日	71	7月28日	14.7	37.3	7月21日	-2.1	2月17日	2	9.4	西北西	12月25日	1682.2
2009年	2030	77	8月9日	49	8月6日	14.6	35.7	8月12日	-4.8	1月25日	2	10.6	西北西	4月5日	1527.2
2010年	1369.5	81.5	7月12日	44	7月12日	15.2	37	8月29日	-2.9	1月14日	2	11.8	西	11月1日	1508.8
2011年	2537	178.5	9月21日	37	9月21日	14.7	37.2	8月8日	-3.9	1月30日	2.1	12.7	西北西	3月22日	1616.2

資料) アメダス、宮津

資料1.4.3 2011年の月別の気象

単位	降水量 mm	最大 日 降水量 mm	起日 月/日	最大 1時間 降水量 mm	起日・起時 月/日	平均 気温 ℃	最高 気温 ℃	起日・起時 月/日	最低 気温 ℃	起日・起時 月/日	平均 風速 m/s	最大 風速 m/s	風向	起日・起時 月/日	日照 時間 時間
1月	280.5	33.5	6日	6.5	24日	1.6	8.4	2日	-3.9	3日	1.9	9.5	西北西	30日	65.5
2月	105	32	28日	9	18日	5.3	18.9	24日	-2.6	16日	2.2	8	西	9日	105.6
3月	134.5	19	16日	5	16日	5.6	20.6	14日	-1.5	17日	2.3	12.7	西北西	22日	134
4月	181.5	49.5	27日	21.5	27日	11	25.9	27日	1.2	6日	2.5	9.5	西北西	16日	167
5月	459	138.5	29日	19.5	10日	17.3	30.7	9日	8.1	6日	2.3	10	南南西	1日	166.7
6月	99.5	32	1日	11	1日	22.5	35.7	24日	14.2	6日	1.7	7	西	28日	138.1
7月	116.5	47	7日	11	4日	26.6	35.8	9日	19.2	6日	2.1	11.2	東	19日	188.7
8月	172	45	22日	26	23日	27	37.2	8日	20.1	20日	1.7	6.7	西北西	5日	196
9月	472	178.5	21日	37	21日	23.4	34.7	11日	12.3	25日	2.2	10.2	東南東	3日	155.6
10月	122.5	27.5	15日	23.5	15日	17.1	26.3	10日	8.6	28日	1.9	7.9	西北西	15日	148.8
11月	124	35.5	19日	6.5	19日	13.5	24.7	3日	4	25日	1.9	8.8	西	20日	91.9
12月	270	53	25日	9	3日	5.8	16.3	3日	-0.8	26日	2.1	7.4	西	26日	58.3
全年	2537	178.5	9月21日	37	9月21日	14.7	37.2	8月8日	-3.9	1月30日	2.1	12.7	西北西	3月22日	1616.2

資料) アメダス、宮津

資料1.4.4 気象の極値

表 気象の極値

項 目	極値(第1位)	年 月 日	統計期間
最高気温	37.5℃	1995年 8月20日	1978/11～2011/12
最低気温	-7.7℃	1984年 2月12日	1978/11～2011/12
最大風速	17m/s 北北東	1990年 9月19日	1978/11～2011/12
日降水量	178.5mm	2011年 9月21日	1978/11～2011/12
最大1時間降水量	52mm	1988年 8月25日	1976/04～2011/12
月間降水量の多い方	459mm	2011年 5月	1976/04～2011/12
月間降水量の少ない方	16mm	2000年 8月	1976/04～2011/12
月間日照時間の多い方	248.8時間	1994年 8月	1987/11～2011/12
月間日照時間の少ない方	40.3時間	2003年 7月	1987/11～2011/12

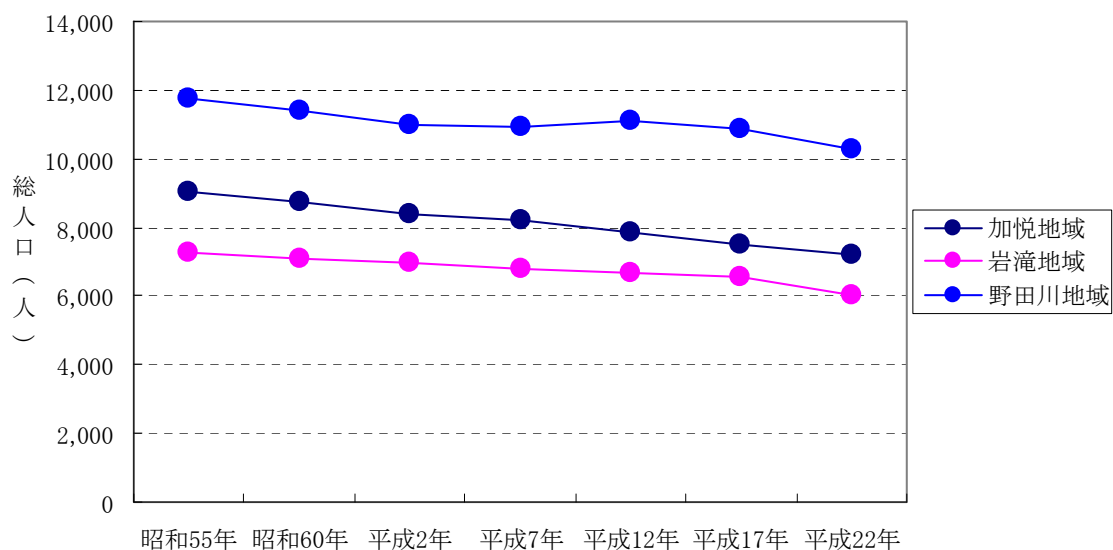
資料) アメダス、宮津(京都府)

参考: 平成16年台風23号(2004. 10. 20)の最大風速は第3位15m/s 北北東

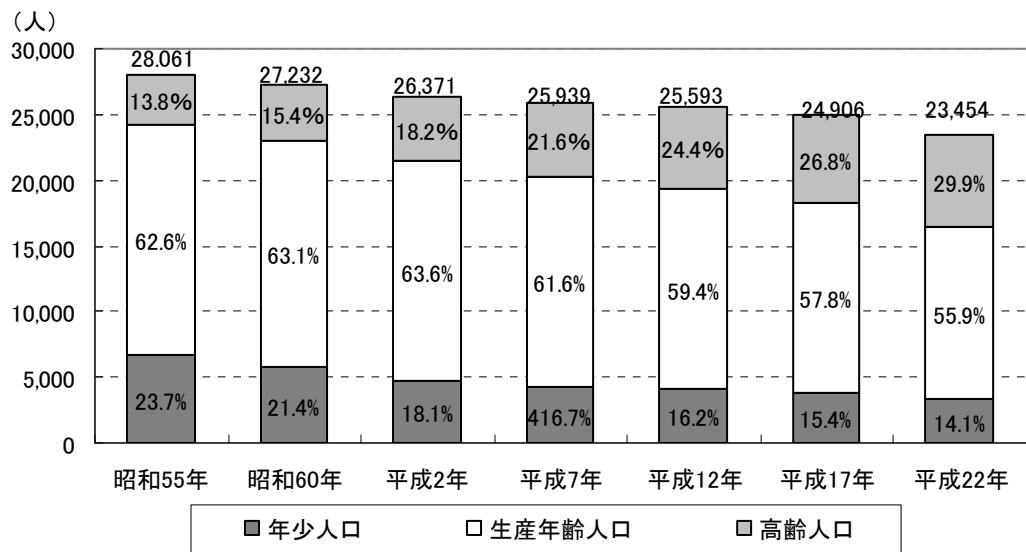
資料1.4.5 総人口の推移

単位: 人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
加悦地域	9,013	8,747	8,416	8,188	7,867	7,526	7,178
岩滝地域	7,267	7,102	6,950	6,815	6,648	6,539	6,014
野田川地域	11,781	11,383	11,005	10,936	11,078	10,841	10,262
合 計	28,061	27,232	26,371	25,939	25,593	24,906	23,454



資料1.4.6 年齢別人口の推移



資料1.4.7 地区別年齢別人口

平成22年地域別年齢別人口

	総数	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
総数	23,454人 100.0 %	7,178人 100.0 %	6,014人 100.0 %	10,262人 100.0 %
14歳以下	3,314人 14.1 %	972人 13.5 %	828人 13.8 %	1,514人 14.8 %
15～64歳	13,103人 55.9 %	4,003人 55.8 %	3,370人 56.0 %	5,730人 55.8 %
65歳以上	7,013人 29.9 %	2,200人 30.6 %	1,805人 30.0 %	3,008人 29.3 %

資料) 平成22年国勢調査

資料1.4.8 交通網



交通網図

資料1.4.9 主要な観光資源一覧

主要な観光資源一覧

区 分	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
景勝地・行事	滝の千年ツバキ（滝のツバキ） 加悦双峰公園 池ヶ成公園 上司谷公園 ちりめん街道	阿蘇海 （コハクチョウの群れ） 大内峠一字観公園 阿蘇シーサイドパーク	雲岩公園
温泉・健康増進施設	リフレかやの里（温泉ではない）	天の橋立岩滝温泉 （クアハウス岩滝）	
自然体験型 レクリエーション	加悦双峰公園 かや山の家	大内峠一字観公園キャンプ場	野田川森林公園 三河内山の家
地場産業体験・ 物産販売	与謝野町文化・工芸の里 リフレかやの里 道の駅シルクのまちかや 古墳公園（物産館） 染色センター	夢織館／シルクロード衣装館 お菓子の館はしだて	丹後ちりめん歴史館 織物技能訓練センター
資料館等	加悦S L広場 旧加悦鉄道加悦駅舎 加悦椿文化資料館・江山文庫 はにわ資料館		与謝野町立三河内郷土資料館
宿泊施設	かや山の家 リフレかやの里 加悦双峰公園バンガロー 民間旅館等	大内峠一字観公園コテージ	野田川ユースセンター

資料2.1.1 関係機関との協定一覧

- 1 京都府広域消防応援協定書（府内市町村、消防組合）
- 2 船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定書
- 3 消防相互応援に関する協定書（宮津与謝消防組合、丹波広域消防組合）

資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

番号	リスト	備 考
1	住宅地図	
2	区域内の道路網	
3	輸送力、輸送施設	
4	避難施設	
5	備蓄物資、調達可能物資	
6	生活関連等施設等	
7	関係機関の連絡先一覧、協定	
8	自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	
9	宮津与謝消防組合等消防機関	
10	災害時要援護者の避難支援プラン	

資料2.2.2 避難施設

【避難地、避難所】

(1) 加悦地域

1. 避難地（4箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC・SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	加悦小中学校グラウンド	加悦1061他	-	-	-	16,635	2,911	算所・加悦奥・加悦・後野地区	13.4m	○	○	学校長	
2	与謝小学校グラウンド	滝468	-	-	-	6,882	1,204	与謝・滝・金屋地区	69.7m		○	学校長	
3	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	-	-	-	16,915	2,960	与謝・滝・金屋地区	59.3m	○	○	教育長	
4	桑飼小学校グラウンド	明石2120	-	-	-	10,640	1,862	温江・明石・香河地区	26.5m	○	○	学校長	

注1 収容可能人口については、面積×70%（グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり4㎡で算出

2. 避難所（25箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造（RC・SRCを含む）	面積（㎡）	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	算所地区公民館	算所516	42-6125	1	×	81	24	算所地区	11.4m	○		37.4km	50.9km	区長	
2	算所会館	算所121	43-0793	2	○	354	106	算所地区	11.8m	○		37.5km	51.1km	区長	
3	加悦奥地区公民館	加悦奥281	42-6700	2	○	305	92	加悦奥地区	20.7m	○		38.7km	52.3km	区長	
4	加悦地区公民館	加悦1011	42-7968	2	×	380	114	加悦地区	16.5m	○		37.6km	51.2km	区長	
5	後野地区公民館	後野586-1	42-3739	1	×	315	94	後野地区	13.9m		○	37.6km	51.2km	区長	
6	加悦小学校（体育館）	加悦1061	43-1552	1	○	905	362	算所・加悦奥・加悦・後野地区	12.9m	○	○	37.6km	51.2km	学校長	
7	加悦中学校（体育館）	加悦730	43-1553	1	○	1,080	432	算所・加悦奥・加悦・後野地区	17.1m	○	○	37.7km	51.3km	学校長	
8	加悦地域公民館	加悦451-2	43-0335	2	○	1,349	404	算所・加悦奥・加悦・後野地区	11.9m	○	○	37.5km	51.1km	館長	
9	加悦保育園	加悦798	43-1432	1	○	1,055	316	算所・加悦奥・加悦・後野地区	14.1m	○	○	37.8km	51.4km	園長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物 階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容 人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子 力発電所 との距離	大飯原子 力発電所 との距離	管 理 責任者	備考
10	加悦社会福祉センター	加悦715-2	42-7553	2	○	873	262	算所・加悦奥・加悦・ 後野地区	14.1m	○		37.7km	51.3km	町長	
11	与謝野町役場加悦庁 舎・元気館	加悦433	43-1511	3	○	5,231	1,569	算所・加悦奥・加悦・ 後野地区	12.6m		○	37.4km	51.0km	町長	
12	与謝地区公民館	与謝2658	42-7966	2	×	248	74	与謝地区	84.2m	○		38.8km	52.4km	区長	
13	滝地区公民館	滝438-1	42-4839	2	×	409	123	滝地区	48.4m	○	○	38.2km	51.9km	区長	
14	金屋地区公民館	金屋307-1	42-6126	1	×	263	79	金屋地区	25.1m	○		37.8km	51.4km	区長	
15	与謝小学校（体育館）	滝468	42-2707	1	○	704	282	与謝・滝・金屋地区	65.4m	○	○	38.3km	52.0km	学校長	
16	与謝保育園	滝467	42-2709	1	○	595	178	与謝・滝・金屋地区	60.8m	○	○	38.3km	51.9km	園長	
17	大江山運動公園体育館	滝881-1	-	1	○	1,542	617	与謝・滝・金屋地区	59.3m		○	37.3km	50.9km	教育長	
18	若者センター	滝881-1	-	3	○	397	119	与謝・滝・金屋地区	54.9m	○	○	37.3km	50.9km	教育長	
19	農村女性の家	滝881-1	-	1	×	209	63	与謝・滝・金屋地区	67.2m	○		37.3km	50.9km	町長	
20	温江地区公民館	温江902	42-2429	1	×	304	91	温江地区	44.5m	○		36.3km	49.9km	区長	
21	かや山の家	温江1400	43-0860	1	×	478	143	温江地区	157.8m	○		35.1km	48.7km	町長	
22	明石地区公民館	明石1490-1	43-1425	2	×	159	48	明石地区	15.9m	○		36.1km	49.7km	区長	
23	香河地区公民館	香河422	42-7973	2	×	168	50	香河地区	111.2m	○		34.3km	47.9km	区長	
24	桑飼小学校（体育館）	明石2120	42-2706	1	○	467	187	温江・明石・香河地区	28.2m	○	○	36.3km	49.9km	学校長	
25	桑飼保育園	明石2115	42-2710	1	○	624	187	温江・明石・香河地区	26.5m	○	○	36.2km	49.8km	園長	

注1 収容可能人口については、建物面積×60%（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

(2) 岩滝地域

1. 避難地 (6 箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC・SRCを含む)	面積(m ²)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	農村広場	弓木248	-	-	-	3,200	560	石田地区	30.6m	○	○	区長	
2	岩滝小学校グラウンド	岩滝443	-	-	-	10,773	1,885	岩滝・弓木地区	24.9m	○	○	学校長	
3	橋立中学校グラウンド	岩滝2330	-	-	-	12,685	2,219	岩滝地区	1.8m	○	○	学校長	
4	岩滝グラウンド	岩滝875-1	-	-	-	13,654	2,389	岩滝地区	4.7m	○	○	教育長	
5	阿蘇シーサイトパーク芝生広場	岩滝	-	-	-	18,723	3,276	男山地区	1.8m	○	○	町長	
6	男山八幡公園グラウンド	男山1465	-	-	-	6,600	1,155	男山地区	14.0m	○	○	区長	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、面積×70%（グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり4m²で算出

2. 避難所(25箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC・SRCを含む)	面積(m ²)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	石田地区公民館	弓木964-1	46-2227	2	○	345	104	石田地区	7.2m	○		33.6km	46.9km	区長	
2	農業者健康管理施設	弓木248	-	1	○	510	204	石田地区	25.5m	○	○	33.7km	47.0km	区長	
3	弓木地区公民館	弓木1975-1	46-4255	2	○	359	108	弓木地区	3.6m	○		32.9km	46.1km	区長	
4	玉田寺	弓木1977	46-2019	1	×	120	36	弓木地区	8.7m	○		32.9km	46.1km	住職	
5	岩滝小学校(体育館)	岩滝443	46-2025	1	○	1,269	507	弓木・岩滝地区	27.3m	○	○	33.0km	46.2km	学校長	
6	橋立中学校(体育館)	岩滝2330	46-3525	1	○	1,148	459	岩滝地区	1.8m	○	○	32.4km	45.7km	学校長	
7	立町会館	岩滝2120	46-5512	1	×	205	61	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	区長	
8	西光寺	岩滝2011	46-2690	1	×	333	100	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	住職	
9	生涯学習センター知遊館	岩滝2271	46-2451	3	○	2,999	900	岩滝地区	1.8m	○	○	32.5km	45.7km	館長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物 階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容 人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子 力発電所 との距離	大飯原子 力発電所 との距離	管 理 責任者	備考
10	岩滝ふれあいセンター	岩滝2272-1	46-5556	2	○	1,210	363	岩滝地区	1.8m	○	○	32.6km	45.8km	福)与謝野 町社会福 祉協議会	
11	浜町会館	岩滝2302-1	46-5347	1	×	214	64	岩滝地区	1.3m	○		32.4km	45.6km	区長	
12	浜町野田会館	弓木1714-13	-	1	×	116	35	岩滝地区	1.3m	○	○	32.1km	45.4km	区長	
13	岩滝母と子どものセン ター	岩滝1767-1	46-3226	2	○	184	55	岩滝地区	2.7m	○	○	32.5km	45.7km	町長	
14	岩滝保健センター	岩滝2046	46-0868	2	○	800	240	岩滝地区	1.5m	○	○	32.4km	45.6km	町長	
15	蕨後区集会所	岩滝1262-3	-	1	×	150	45	岩滝地区	6.6m	○	○	32.7km	45.8km	区長	
16	岩滝体育館	岩滝861-2	46-5320	2	○	1,789	716	岩滝地区	3.2m	○		32.4km	45.6km	教育長	
17	岩滝小体育館	岩滝850	-	2	○	531	212	岩滝地区	1.7m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
18	岩滝武道場	岩滝850	-	1	○	496	198	岩滝地区	3.2m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
19	岩滝保育所	岩滝861-2	46-2026	1	○	1,652	495	岩滝地区	3.4m	○	○	32.4km	45.6km	所長	
20	岩滝幼稚園	岩滝735	46-2601	1	○	175	53	岩滝地区	6.1m	○		32.5km	45.7km	園長	
21	岩滝児童館	岩滝856-1	46-2382	1	×	187	56	岩滝地区	1.8m	○		32.4km	45.5km	町長	
22	東町会館	岩滝856-2	46-4253	1	×	370	111	岩滝地区	1.8m	○		32.4km	45.5km	区長	
23	男山地区公民館	男山381	46-2165	1	×	323	97	男山地区	6.0m	○	○	31.7km	44.8km	区長	
24	阿蘇海集会所	男山248-11	-	1	×	126	38	男山地区	1.9m	○	○	31.6km	44.8km	区長	
25	岩滝コミュニティーセ ンター	岩滝98-1	46-5339	1	×	438	131	男山地区	4.2m	○	○	32.0km	45.1km	町長	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、建物面積×60%（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

(3) 野田川地域

1. 避難地 (15箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	三河内小学校グラウンド	三河内1858	-	-	-	11,576	2,025	三河内地区	22.1m	○	○	学校長	
2	加悦谷高等学校グラウンド	三河内810	-	-	-	13,900	2,432	三河内地区	8.7m	○	○	学校長	
3	三ツ葉グラウンド	三河内913	-	-	-	2,864	501	三河内地区	9.6m	○	○	町長	
4	野田川グラウンド	幾地450	-	-	-	16,525	2,891	三河内・四辻地区	19.7m	○	○	町長	
5	野田川森林公園	三河内28他	-	-	-	36,828	6,444	三河内地区	37.8m	○	○	合同会社コミュニティ野田川	
6	岩屋小学校グラウンド	岩屋278-1	-	-	-	9,705	1,698	岩屋地区	34.1m		○	学校長	
7	幾地さんさんパーク	幾地1720	-	-	-	11,575	2,025	幾地地区	24.1m	○	○	区長	
8	市場小学校グラウンド	幾地1013	-	-	-	11,515	2,015	幾地・四辻地区	19.3m	○	○	学校長	
9	江陽中学校グラウンド	四辻893	-	-	-	12,900	2,257	四辻・上山田地区	17.7m	○	○	学校長	
10	山田小学校グラウンド	下山田10	-	-	-	9,380	1,641	上山田・下山田地区	7.5m	○	○	学校長	
11	中縄遊園地	上山田1-1	-	-	-	388	67	上山田地区	11.6m	○	○	区長	
12	石川小学校グラウンド	石川743-2	-	-	-	9,978	1,746	石川地区	5.2m	○	○	学校長	
13	川上運動広場	石川5389-1	-	-	-	1,373	240	石川地区	47.0m	○	○	川上地区総代	
14	大宮運動広場	石川5193	-	-	-	2,363	413	石川地区	24.9m	○	○	大宮地区総代	
15	寺岡公園	石川5044-1	-	-	-	363	63	石川地区	16.7m	○	○	大宮地区総代	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、面積×70% (グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため) ÷ 一人当たり4㎡で算出

2. 避難所（48箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物 階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容 人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子 力発電所 との距離	大飯原子 力発電所 との距離	管 理 責任者	備考
1	三河内小学校(体育館)	三河内1858	42-3602	1	○	512	205	三河内地区	22.1m	○	○	37.6km	51.1km	学校長	
2	加悦谷高等学校 (体育館)	三河内810	42-2171	1・2	○	2,831	1,132	三河内地区	8.7m	○	○	37.3km	50.8km	学校長	2棟
3	上地会館	三河内1779	42-6805	1	○	186	56	三河内地区	10.4m	○		37.5km	51.0km	館長	
4	出雲大社巖分祠	三河内146	42-6211	2	○	3,901	1,170	三河内地区	48.5m	○		38.2km	51.7km	代表役員	貴 宝 殿 2,737、後藤 神社1,164
5	三河内幼稚園	三河内 1947-1	42-2297	1	×	488	146	三河内地区	26.0m	○	○	37.7km	51.3km	園長	
6	梅谷会館	三河内913	42-2670	1	×	230	184	三河内地区	9.4m	○	○	37.3km	50.9km	館長	
7	下地会館	三河内573-6	42-5023	1	×	184	55	三河内地区	8.5m	○		37.2km	50.7km	館長	
8	野田川ユースセンター	三河内48-1	42-2000	1	×	917	275	三河内地区	57.6m	○	○	37.9km	51.4km	財)コミュ ニティ野 田川	
9	倭文神社	三河内2251	43-0206	1	×	175	53	三河内地区	17.7m	○		37.6km	51.1km	宮司	2棟 ①75、② 100
10	岩屋小学校(体育館)	岩屋278-1	42-3603	1	○	740	296	岩屋地区	34.0m	○	○	38.9km	52.4km	学校長	
11	岩屋地区公民館	岩屋303-1	42-4336	2	○	465	140	岩屋地区	21.6m	○		38.9km	52.4km	区長	
12	岩屋保育所	岩屋205	42-3608	1	○	786	236	岩屋地区	35.3m		○	38.8km	52.3km	所長	
13	上地会館	岩屋938-1	-	1	×	129	39	岩屋地区	27.7m	○		39.4km	52.8km	館長	
14	奥地会館	岩屋541-1	-	1	×	104	31	岩屋地区	38.0m	○		39.2km	52.7km	館長	
15	下地会館	岩屋345	43-1200	1	×	108	32	岩屋地区	24.3m	○		39.0km	52.5km	館長	
16	西林地会館	岩屋9-10	-	1	×	141	42	岩屋地区	23.4m	○		38.5km	52.0km	館長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物 階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容 人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子 力発電所 との距離	大飯原子 力発電所 との距離	管 理 責任者	備考
17	市場小学校（体育館）	幾地1013	42-3174	1	○	1,052	421	幾地・四辻 地区	19.3m	○	○	37.1km	50.5km	学校長	
18	市場保育所	幾地1329	42-3609	1	○	1,124	337	幾地地区	14.5m	○	○	37.3km	50.8km	所長	
19	幾地地区公民館	幾地1490	42-3411	1	○	412	124	幾地地区	14.6m	○	○	37.6km	51.1km	区長	
20	幾地さんさんパーク集 会所	幾地1720	42-1373	1	○	269	81	幾地地区	23.9m	○	○	37.9km	51.4km	区長	
21	養源院	幾地1171	42-3314	2	×	187	56	幾地地区	29.2m	○		37.5km	50.9km	住職	
22	野田川わーくばる	四辻161	42-7711	2	○	610	183	四辻地区	7.9m	○	○	36.4km	49.9km	町長	
23	中央公民館	四辻142-1	43-1157	2	○	905	271	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	館長	
24	野田川体育館	四辻145	—	1	○	739	295	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	教育長	
25	江陽中学校（体育館）	四辻893	43-1162	1	○	1,653	661	四辻・上山 田地区	18.3m	○	○	36.6km	50.0km	学校長	
26	四辻地区公民館	四辻1013-2	42-5611	1	○	377	113	四辻地区	14.3m	○	○	37.0km	50.5km	区長	
27	宝泉寺	四辻33	42-3704	2	×	272	82	四辻地区	14.2m	○		37.0km	50.5km	住職	
28	山田小学校（体育館）	下山田10	42-3605	1	○	497	199	上山田・下 山田地区	9.2m	○	○	35.3km	48.7km	学校長	
29	山田保育所	下山田376	42-3610	1	○	1,085	326	上山田・下 山田地区	14.1m		○	35.3km	48.7km	所長	
30	尾崎会館	上山田895	42-7933	1	×	198	59	上山田地区	28.7m	○		36.4km	49.8km	館長	
31	上山田地区公民館	上山田1130-4	43-1595	1	×	392	118	上山田地区	14.5m	○	○	36.0km	49.5km	区長	
32	水戸谷会館	上山田1351-2	43-0091	1	×	181	54	上山田地区	20.7m	○		35.8km	49.2km	区長	
33	コミュニティ消防セン ター（野田川第4分団 消防車庫詰所）	下山田393-1	—	2	○	214	64	上山田・下 山田地区	10.5m	○	○	35.2km	48.6km	町長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物 階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容 人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子 力発電所 との距離	大飯原子 力発電所 との距離	管 理 責任者	備考
34	下山田ふれあいハウス	下山田1029-2	-	1	×	78	23	下山田地区	30.5m	○		34.9km	48.3km	区長	
35	野田川駅舎	下山田1340-3	42-3202	1	○	129	39	下山田地区	6.6m	○	○	34.5km	47.9km	町長	
36	下山田地区公民館	下山田1170	42-3807	1	×	361	108	下山田地区	13.0m	○	○	34.7km	48.1km	区長	
37	下地会館	下山田1555	-	1	×	156	47	下山田地区	21.0m	○		34.3km	47.7km	館長	
38	石川小学校（体育館）	石川743-2	42-3606	1	○	434	174	石川地区	5.2m	○	○	34.7km	48.2km	学校長	
39	石川保育所	石川556	42-3611	1	○	1,014	304	石川地区	4.3m	○	○	34.9km	48.3km	所長	
40	堂谷公民館	石川1445-2	-	2	×	177	53	石川地区	4.8m	○	○	33.7km	47.1km	堂谷地区 総代	
41	下地公民館	石川2306	42-7979	1	×	121	36	石川地区	5.4m	○		34.5km	48.0km	下地地区 総代	
42	石川農業構造改善センター	石川743-2他	42-3509	1	×	386	116	石川地区	7.0m	○	○	34.7km	48.2km	町長	
43	上地公民館	石川2507	42-3628	1	×	171	51	石川地区	8.2m	○		34.3km	47.8km	上地地区 総代	
44	高津会館	石川2996-1	-	1	×	119	36	石川地区	8.7m	○		34.1km	47.6km	上地地区 総代	
45	川上公民館	石川3223	42-5126	2	×	154	46	石川地区	43.5m	○	○	33.0km	46.5km	町長	
46	大宮神社	石川4990-1	-	1	×	128	38	石川地区	19.3m	○		34.6km	48.1km	宮司	
47	大宮会館	石川4548-6	43-0963	1	×	235	71	石川地区	22.6m	○		34.5km	48.0km	大宮地区 総代	
48	亀山公民館	石川6386	42-6303	1	×	184	55	石川地区	6.3m	○		35.5km	49.0km	亀山地区 総代	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、建物面積×60%（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

【福祉避難所】

施 設 名	住 所	電話番号	海拔高	大飯原子力発電所との距離	高浜原子力発電所との距離	備 考
特別養護老人ホーム与謝の園	明石80	42-0050	7.1m	35.9km	49.4km	
特別養護老人ホーム虹ヶ丘	岩屋600番地3	43-2011	30.1m	39.2km	52.7km	
特別養護老人ホームあじさい苑	弓木13番地6	46-5761	24.9m	33.1km	46.3km	
みんなのうち加悦奥	加悦奥138番地3	44-1712	16.6m	38.1km	51.7km	
みんなのうち後野	後野542番地6	44-2277	13.8m	37.4km	51.0km	
ふれあいホーム神宮寺	石川2376番地	44-2030	19.4m	34.4km	47.8km	
グループホーム芳寿館	四辻36番地2	44-3022	10.6m	37.0km	50.5km	
グループホームよさの	三河内883番地2	43-1840	8.9m	37.3km	50.8km	
グループホームふれあい	明石652番地1	44-1010	9.8m	36.0km	49.5km	
介護ハウスうえもり	明石642番地2	42-6663	9.8m	36.0km	49.5km	
小規模多機能型居宅介護ユメライフはしだて	岩滝901番地1	46-1150	7.4m	32.7km	45.8km	
知的障害者入所更生施設夢織りの郷	岩屋600番地6	43-0380	36.5m	39.1km	52.7km	
桜谷なかまの家	四辻1004番地	44-1886	18.2m	36.8km	50.3km	
宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター	岩滝2113番地	46-5390	1.7m	32.6km	45.8km	
リフレかやの里	金屋1730番地	43-1730	76.9m	37.0km	50.6km	

※各施設の受入可能人数は避難所設置時に協議する。

資料2.3.1 救援に必要な物資や資材

水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準

〈資材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます・俵		むしろ	100枚	鉄線（10番）	100kg
布袋類	600枚	釘（15cm）	12kg	鉄線（8番）	100kg
なわ	600kg	杉丸太	150本	割木	50束
ローソク	50本	長1.8m末口6cm		予備土玉石	若干
竹（竹杭用を含む）	50本	長1.6m末口9cm		予備砂利	

〈器材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かきや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハシ	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

資料3.2.1 町の各課における武力攻撃事態における業務

部名および部長	班名	事務内容
総務部 部 長：総務課長 副部長：企画財政課長	本部事務局 (統括班、対策班) (行政係) (消防安全係)	・町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・武力攻撃警戒期及び事態発生直後の初動対応のとりまとめに関するこ と ・対策本部の設置及び運営閉鎖に関すること ・対策本部会議に関すること ・支部及び現地災害対策本部に関すること ・災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報 告に関すること ・府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関するこ と ・隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること ・災害応急対策全般の調整に関すること ・活動拠点の配置のとりまとめに関すること ・電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施 状況のとりまとめに関すること ・避難のとりまとめに関すること ・災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること ・消防団との連絡調整に関すること ・防災行政無線局の管理運用に関すること ・災害の通信連絡に関すること ・被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること ・被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること ・鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること ・被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること ・り災証明書の発行のとりまとめに関すること ・特殊標章の交付に関すること ・分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること ・本部長、副本部長の秘書、特命に関すること ・功労者の褒章に関すること
	本部事務局 (庶務班) (人事・庶務係)	・職員の動員計画に関すること ・配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること ・車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続 等緊急輸送のとりまとめに関すること ・町議会への報告及び町議会への提出書類のとりまとめに関すること ・各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健 康管理その他の後方支援業務に関すること ・災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること
	本部事務局 (広報班) (企画政策係)	・被害情報及び防災情報の処理に関すること ・会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること ・広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること ・報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 ・本部長、副本部長の秘書、特命に関すること ・防災功労者の褒章に関すること

部名および部長	班名	事務内容
総務部 部 長：総務課長 副部長：企画財政課長	本部事務局 (情報通信班) (情報システム係)	- 被災情報、避難や救援の実施状況、災害への対応状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報に関する国、府、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 - 全般的な被害状況、被害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること - 被害広報資料の収集及び提供に関すること - 被害情報の報告に関すること
	財政班 (財政係)	- 災害関係費の予算措置及び支出に関すること - 各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関すること - 見舞金及び義援金の収入に関すること - 救援物資の受付、保管に関すること - 義援金の配分のとりまとめに関すること
岩滝支部 支部長：岩滝地域 振興課長	連絡調達班 (住民係)	- 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 - 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 - 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り - 災害時要配慮者等の安全確保対策 - 避難所の開設準備・初期開設、運営業務 - 災害時における総合相談窓口の開設、運営 - 応急物資の調達供給に関すること - 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること - その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
	労務輸送班 (事業係)	- 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 - 道路交通に関する応急対策活動 - 農林業用施設等に関する応急対策活動 - 上下水道施設に関する応急対策活動 - 観光施設に関する応急対策活動 - その他建設部、産業部の所管する災害警戒、応急対策活動
加悦支部 支部長：加悦地域 振興課長	連絡調達班 (行政係) (住民係)	- 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 - 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 - 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り - 災害時要配慮者等の安全確保対策 - 避難所の開設準備・初期開設、運営業務 - 災害時における総合相談窓口の開設、運営 - 応急物資の調達供給に関すること - 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること - その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
	労務輸送班 (行政係) (住民係)	- 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 - 道路交通に関する応急対策活動 - 農林業用施設等に関する応急対策活動 - 上下水道施設に関する応急対策活動 - 観光施設に関する応急対策活動 - その他建設部、産業部の所管する災害警戒、応急対策活動
野田川支部 支部長：野田川地域振 興課長	連絡調達班 (行政係) (住民係)	- 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 - 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 - 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り - 災害時要配慮者等の安全確保対策 - 避難所の開設準備・初期開設、運営業務 - 災害時における総合相談窓口の開設、運営 - 応急物資の調達供給に関すること - 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること - その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動

部名および部長	班名	事務内容
野田川支部 支部長：野田川地域振興課長	労務輸送班 (事業係)	・被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 ・道路交通に関する応急対策活動 ・農林業用施設等に関する応急対策活動 ・上下水道施設に関する応急対策活動 ・観光施設に関する応急対策活動 ・その他建設部、産業部の所管する災害警戒、応急対策活動
建設部 部 長：建設課長 副部長：商工観光課長	施設班 (管理係)	・道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること ・他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること ・資機材の輸送調達に関すること ・公共土木施設災害の取りまとめに関すること
	土木班 (土木係)	・道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること ・河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること ・災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること ・交通事情の把握に関すること
	住宅 (住宅係)	・被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること ・被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること ・応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること ・被災者への住宅供給のとりまとめに関すること ・被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること
	商工班 (商工振興係)	・各庁舎等への応急対策指導に関すること ・各庁舎への金融措置指導に関すること ・商工業施設等の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること ・中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること ・商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
	観光班 (観光振興係)	・観光施設等の被害防止に関すること ・観光施設等の応急対策に関すること ・観光客等に対する連絡等に関すること ・観光協会等関係機関との連絡調整に関すること ・町内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること
	ボランティア班 (労働雇用対策係)	・被災者のボランティアの受入れのとりまとめに関すること
民生部 部 長：福祉課長 副部長：保健課長	救助班 (社会福祉係)	・救急患者の輸送に関すること ・災害救助に関する救助事務全般に関すること ・災害見舞金に関すること ・被災者の生活支援に関すること ・物価の安定等町民生活擁護対策のとりまとめに関すること ・義えん金品の受付・配分に関すること ・その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること
	救護班 (障害者福祉係) (高齢者・介護係) (児童福祉係)	・被災者向け保健、心のケア対策のとりまとめに関すること ・高齢者、障害者、乳幼児その他災害時要配慮者等の救援に関する統括 ・園児の避難、救護対策のとりまとめに関すること ・保育所施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること ・保育所における応急保育の実施のとりまとめに関すること ・保育所施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること

部名および部長	班名	事務内容
民生部 部 長：福祉課長 副部長：保健課長	医務班 (保健係) (福祉医療係) (国保係) ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事。	・医療、助産救護対策のとりまとめに関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関する事 ・被災傷病者の応急処置に関する事 ・被災傷病者の搬送に関する事 ・被災傷病者の情報収集に関する事
産業部 部 長：農林課長 副部長：農林課主幹	農業班 (農業振興係)	・農業関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 ・農業関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 ・農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農業生産資材などの確保、調達、配付協力の取りまとめに関する事
	林業水産班 (林業水産係)	・林業・水産関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 ・林業・水産関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 ・林業・水産関係の資機材の確保、調達、配付協力の取りまとめに関する事 ・港湾に係る災害対策のとりまとめに関する事 ・港湾施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事 ・港湾の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事
	農林施設班 (農林土木係)	・被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関する事 ・農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関する事
教育部 部 長：教育総務課長 副部長：教育推進課長	給食班 (学校給食係)	・炊き出し等による食品の確保供給に関する事 ・炊き出し等の施設の確保整備に関する事 ・学校給食対策に関する事
	避難所班 (総務係) (議会事務局)	・園・学校施設の被害防止に関する事 ・園・学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事 ・園・学校施設の点検・復旧に関する事
	学校教育班 (学校教育係)	・児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関する事 ・園・学校における応急教育の実施のとりまとめに関する事 ・園・学校における学用品等の供給に関する事
	社会施設班 (社会教育係)	・社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事 ・社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事
	文化施設班 (文化財保護係)	・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関する事 ・文化施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事 ・文化施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・文化施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事
住民部 部 長：住民環境課長 副部長：税務課長	住民班 (住民係)	・避難所の開設、運営のとりまとめに関する事 ・被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関する事 ・被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関する事 ・災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関する事 ・外国人の救援救護対策のとりまとめに関する事 ・行方不明者に関する事

部名および部長	班名	事務内容
住民部 部 長：住民環境課長 副部長：税務課長	環境衛生班 (環境係)	・食品衛生に関すること ・防疫、衛生対策のとりまとめに関すること ・遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめに関すること ・ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること ・災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること ・ペットの保護対策のとりまとめに関すること
	調達・輸送班 (住民税係)	・災害用電話の確保に関すること ・応急資機材等確保に関する調整、とりまとめ、輸送、供給に関すること ・食料・生活必需品の調達・管理、輸送、供給に関すること ・応援物資の管理、輸送、供給に関すること
	家屋調査班 (資産税係)	・家屋の被害状況の調査に関すること
	救助隊受け入れ班 (庶務係)	・救助隊受け入れに関すること。 ・救助隊派遣に関すること。
上下水道部 部 長：水道課長 副部長：下水道課長	水道班 (管理係) (整備係)	・水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること ・緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること ・病院等防災拠点施設及び町民への応急給水のとりまとめに関すること ・他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること
	下水道班 (管理係) (整備係)	・下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること ・下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること ・他下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること
消防団部 部 長：消防団長	各消防分団班 (各消防団分団長)	・初期消火及び出火防止活動 ・倒壊建物等生埋め被災者の救出 ・町民向け避難命令の伝達、広報の協力 ・緊急避難時の誘導、安全確保 ・負傷者の救護 ・災害による行方不明者の救助・捜索活動 ・火災、水災等の被災状況調査の協力 ・河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること ・被災地における防犯対策への協力に関すること

資料3.3.1 自主防災組織

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、与謝野町地域防災計画 第17節「防災組織普及計画」、第18節「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備にむけてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

(4) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、町において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

ア 役員

(ア) 防災責任者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(6) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

ウ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立てかつ、町が

行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

カ 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

ク その他自主的な防災に関すること。

資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式 1

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式(死亡住民)

様式 2

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 「武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書

安 否 情 報 回 答 書					
年		月		日	
殿					
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)					
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の とおり回答します。					
避難住民に該当するか否かの別					
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別					
照会に係る者	住 所				
	氏 名				
	フリガナ				
出生の年月日			男 女 の 別		
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)			その他個人を識別するための情報		
居 所			負傷又は疾病の状況		
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

資料3. 10. 1 町内に存在する文化財等

(1) 国指定文化財等

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
1	彫刻	木造女神坐像	2 躯	平安時代	昭和 25 年 8 月 29 日	男山	三河内区長 村山和生様 気付	
2	工芸品	石燈籠	1 基	室町時代 (南北朝期)	昭和 38 年 7 月 1 日	四辻	八幡神社	永和 4 年(1378)の 銘。昭和 4 年 2 月 22 日国重要美術品指定
3	歴史資料	123 号機関車	1 基	明治 6 年 (1873)	平成 17 年 6 月 9 日	加悦 SL 広 場	宮津海陸運 輸株式会社	附 機関車台帳 2 冊
4	考古資料	袈裟褌文銅鐸	1 個	弥生時代後期	昭和 28 年 11 月 14 日	京都国立 博物館	梅林寺	昭和 9 年 7 月 31 日国 重要美術品指定
5	考古資料	京都府大風呂南 1 号墓出土品	1 括	弥生時代後期	平成 13 年 6 月 22 日	江山文庫	与謝野町	弥生時代後期後半
6	史跡	蛭子山古墳	3 基	古墳時代前期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
7	史跡	作山古墳	5 基	古墳時代前半期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
8	史跡	白米山古墳	1 基	古墳時代前期	平成 14 年 3 月 19 日	後野	私有地ほか	古墳時代前期中頃
9	史跡	日吉ヶ丘・明石 墳墓群	-	弥生時代中期～古 墳時代前期	平成 17 年 7 月 14 日	明石・温江	与謝野町ほ か	日吉ヶ丘墳墓群：弥 生時代中期、明石墳 墓群：後期末～古墳 時代前期前半

(2) 国選定文化財

(本制度は、昭和 8 年 4 月 1 日公布・施行、昭和 25 年 8 月 29 日廃止。法的根拠ないが、名称は使用して可とのこと。)

No.	種 別	名 称	数量	時 代	登録日	所在地	所有者	備 考
1	伝統的建造物群保存 地区	与謝野町加悦伝統的 建造物群保存地区	-	-	平成 17 年 12 月 27 日	加悦・後野	与謝野町ほか	選定面積 約 12.0ha

(3) 国登録文化財

No.	種 別	名 称	数量	時 代	登録日	所在地	所有者	備 考
-	-	-	-		-			-

(4) 国重要美術品

No.	種 別	名 称	数量	時 代	登録日	所在地	所有者	備 考
1	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	昭和 13 年	加悦	天満神社	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止、京都 府指定文化財（工芸品）
2	考古資料	銅鐸	1 個	弥生時代中期	昭和 8 年	京都国立博物館	国	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止

(5) 京都府指定文化財

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
1	建造物	加悦町役場庁舎	1 棟	昭和 4 年	平成 9 年 3 月 14 日	加悦	与謝野町	附 棟札 1 枚、加悦町役場 新築設計図 8 枚
2	建造物	尾藤家住宅	8 棟	江戸時代～昭和時代	平成 14 年 3 月 26 日	加悦	与謝野町	江戸時代末から
3	建造物	天満神社本殿	1 棟	江戸時代	平成 18 年 3 月 17 日	加悦	天満神社	附 棟札 5 枚、脇障子 2 枚 享保 18 年(1733)
4	絵画	方士求不死薬図 六曲屏風	1 双	江戸時代中期	昭和 61 年 4 月 15 日	滝	施薬寺	与謝蕪村筆、宝暦 4～7 年 (1754～57)
5	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	平成 7 年 3 月 14 日	加悦	天満神社	
6	史跡	後野円山古墳群	2 基	古墳時代中期	昭和 58 年 4 月 15 日	後野	私有地	指定面積 1485 m ²
7	史跡	鳴谷東古墳	3 基	古墳時代中期	平成 5 年 4 月 9 日	温江	私有地	
8	史跡	滝岡田古墳	1 基	古墳時代後期	平成 21 年 3 月 24 日	滝	与謝野町	546 m ² ・円墳
9	史跡	地藏山墳墓	-	平安時代末	平成 23 年 3 月 25 日	幾地	幾地区	

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
				～江戸時代前期				
10	名勝	西光寺庭園	-	江戸時代	昭和 58 年 4 月 15 日	後野	西光寺 (加悦地域)	指定面積 306 m ²
11	名勝	常栖寺庭園	-	江戸時代	昭和 58 年 4 月 15 日	温江	常栖寺	指定面積 464 m ²
12	天然記念物	滝のツバキ	1 本	-	平成元年 4 月 14 日	滝	滝区	指定面積 413 m ²
13	天然記念物	神宮寺のコウヤマキ	1 本	-	昭和 61 年 4 月 15 日	石川	神宮寺	

(6) 京都府登録文化財

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
1	建造物	木積神社本殿	1 棟	江戸時代	平成 15 年 3 月 14 日	弓木	木積神社	
2	建造物	倭文神社本殿	1 棟	江戸時代	平成 8 年 3 月 15 日	三河内	倭文神社	
3	無形民俗文化財	木積神社祭の神楽、 太刀振、笛まやし	-	-	平成 2 年 4 月 17 日	弓木	石田区・弓木区	
4	無形民俗文化財	三河内の曳山行事	-	江戸時代後期	昭和 62 年 4 月 15 日	三河内	三河内祭保存 団体連合会	与謝野町指定文化財 (無形民俗文化財)
5	無形民俗文化財	後野の屋台行事	-	江戸時代後期	昭和 62 年 4 月 15 日	後野	後野区祭礼屋 台行事保存団 体連合会	与謝野町指定文化財 (無形民俗文化財)

(7) 京都府決定文化財

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
1	文化財環境 保全地区	倭文神社文化財 環境保全地区	-	-	平成 9 年 3 月 14 日	三河内	倭文神社	
2	文化財環境 保全地区	木積神社文化財 環境保全地区	-	-	平成 15 年 3 月 14 日	弓木	木積神社	
3	文化財環境 保全地区	天満神社文化財 環境保全地区	-	-	平成 18 年 3 月 17 日	加悦	天満神社	50-1、50-6、50-7、50-8、50-9、 50-10、50-12 の各地番

(8) 与謝野町指定文化財

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
1	建造物	宝巖寺の山門	1 棟	江戸時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	宝巖寺	附 棟札、 文化 15 年 (1818)
2	建造物	後野愛宕神社の拝殿	1 棟	江戸時代	平成 4 年 12 月 3 日	後野	愛宕神社	
3	建造物	いろりの館	1 棟	江戸時代	平成 4 年 11 月 25 日	明石	与謝野町	
4	建造物	梅林寺の山門	1 棟	江戸時代	平成 6 年 11 月 24 日	三河内	梅林寺	寛政 5 年 (1793)
5	建造物	旧加悦鉄道加悦駅舎	1 棟	昭和元年	平成 8 年 5 月 1 日	加悦	与謝野町	昭和元年 (大正 15 年) 12 月 15 日開通
6	建造物	八幡神社末社恵比須 神社の本殿	1 棟	江戸時代	平成 8 年 4 月 23 日	四辻	八幡神社	17 世紀後半
7	建造物	鞭家住宅	1 棟	江戸時代	平成 17 年 6 月 6 日	石川	個人	19 世紀前半
8	絵画	絹本着色仏涅槃図	1 幅	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
9	絵画	絹本着色釈迦如来図	1 幅	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
10	絵画	禅宗祖師図六曲屏風	1 双	桃山時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	常栖寺	
11	絵画	尾藤家住宅襖絵群	10 組	江戸時代 ～大正時代	平成 15 年 7 月 16 日	加悦	与謝野町	原在中ほか
12	絵画	辛皮山奉恩感謝図	1 幅	江戸時代	平成 16 年 6 月 7 日	-	与謝野町	江戸時代末
13	絵画	大瀑布図	1 幅	明治時代	平成 16 年 6 月 7 日	岩屋	雲岩寺	明治時代中期
14	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	室町時代 (南北朝)	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	宝巖寺	
15	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	平安時代	昭和 57 年 6 月 10 日	与謝	金剛寺	
16	彫刻	木造愛染明王坐像	1 軀	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	滝	施薬寺	
17	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	滝	施薬寺	
18	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	金屋	三縁寺	
19	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	金屋	三縁寺	
20	彫刻	木造神像	4 軀	鎌倉神社	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	須代神社	

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
21	彫刻	木造狛犬	1 軀	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	須代神社	
22	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	明石	個人	
23	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	平安時代	昭和 62 年 10 月 12 日	三河内	三河内薬師 庵護持会	
24	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
25	彫刻	木造二天部形立像	2 軀	平安時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	伝増長天立像・伝持 国天立像
26	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
27	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	京都府立丹後郷 土資料館寄託	明境神社	
28	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	西禅寺	
29	彫刻	木造聖観音菩薩坐像	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	福寿寺 (野田川地域)	
30	彫刻	銅造観音菩薩立像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	大命神社	
31	工芸品	南京大鉢	1 枚	-	昭和 42 年 7 月 1 日	与謝野町立農 村文化保存伝 習センター	与謝野町	
32	工芸品	吉祥寺の懸仏	1 面	室町時代（南 北朝）	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
33	工芸品	大虫神社の石造五重 塔	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
34	工芸品	後野西光寺の板碑	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	後野	西光寺 (加悦地域)	応永十六年（1409）銘
35	工芸品	下山田愛染堂の石燈籠	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	下山田	下山田愛染 堂保存会	応永三十三年（1426）銘
36	工芸品	雲岩寺の宝篋印塔	1 基	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	永仁二年（1294）銘
37	工芸品	雲岩寺の鑄銅三具足	1 具	江戸時代	平成 10 年 6 月 25 日	岩屋	雲岩寺	貞享八年（1688）
38	工芸品	一念寺の逆修石碑	1 基	室町時代	平成 12 年 2 月 1 日	算所	一念寺	「長享三」銘(1489) 最大高 215cm 最大幅 200 cm 最大奥行 105 cm(地表計測)
39	工芸品	石田の大板碑	1 基	室町時代	平成 16 年 8 月 6 日	弓木	石田区	
40	工芸品	滝の磨崖五輪塔	1 基	鎌倉時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	個人	応長（1311）銘
41	書跡	下宮神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	下宮神社	文化七年（1810）奉納
42	書跡	柴神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	柴神社	文化五年（1808）奉納
43	典籍	鎌倉神社の大般若経	1 組	室町時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	鎌倉神社	応永三・五年（1396 ～1398）の年記（書 写）
44	古文書	紙本墨書愚中周及墨 跡	1 幅	室町時代	平成 8 年 5 月 1 日	与謝	金剛寺	
45	考古資料	大虫神社の経文断片	-	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
46	考古資料	岩滝丸山古墳の石棺	1 基	古墳時代前期	平成 20 年 3 月 12 日	岩滝	与謝野町	
47	考古資料	日吉ヶ丘 1 号墓埋葬 部出土の管玉群	一括	弥生時代中期	平成 20 年 3 月 12 日	明石	与謝野町	677 個以上
48	歴史資料	旧加悦鉄道車両群	10 両	明治時代～ 昭和 11 年	平成 15 年 12 月 12 日	滝	宮津海陸運 輸株式会社	
49	無形民俗 文化財	岩滝の獅子神楽	-	-	昭和 43 年 4 月 3 日	岩滝	岩滝連合区	
50	無形民俗 文化財	三河内の曳山行事	-	江戸時代後期	平成元年 12 月 14 日	三河内	三河内祭保存 団体連合会	京都府登録文化財（無 形民俗文化財）
51	無形民俗 文化財	後野の屋台行事	-	江戸時代後期	平成 4 年 12 月 3 日	後野	後野区祭礼屋 台行事保存団 体連合会	京都府登録文化財（無 形民俗文化財）
52	無形民俗 文化財	大命神社の笹ばやし	-	江戸時代	平成元年 12 月 14 日	石川	大命神社笹ば やし保存会	
53	史跡	上司古墳	1 基	古墳時代後期	昭和 43 年 7 月 19 日	金屋	私有地	
54	史跡	明石愛宕山 3 号墳	-	古墳時代前期	昭和 43 年 7 月 19 日	明石	私有地	方墳
55	史跡	小森山 1 号墳	1 基	古墳時代後期	平成 5 年 9 月 17 日	三河内	与謝野町	

No.	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
56	史跡	福井遺跡	-	鎌倉時代 ～室町時代	平成 12 年 2 月 1 日	後野	西光寺 (加悦地域)	1130 m ² ・正中二 (1325)・歴応三 (1340)・応永十六 (1409)銘ありとされる
57	史跡	鞭谷 5 号墳	1 基	古墳時代後期	平成 20 年 3 月 12 日	石川	福寿寺	
58	天然記念物	石田権現のスタジイ	1 本	-	昭和 42 年 6 月 1 日	弓木	石田区	
59	天然記念物	雲岩寺のコブシ	1 本	-	平成 13 年 2 月 13 日	岩屋	雲岩寺	
60	天然記念物	明境神社のボダイジュ	1 本	-	平成 13 年 2 月 13 日	下山田	明境神社	

(9) 与謝野町登録文化財

	種 別	名 称	数量	時 代	指定日等	所在地	所有者	備 考
-	-	-	-		-			-